

第21回投資等ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：平成30年4月13日（金）16:00～17:32
2. 場所：合同庁舎4号館2階 共用第3特別会議室
3. 出席者：

（委員）原英史（座長）、飯田泰之、八代尚宏

（専門委員）村上文洋

（政府）前川内閣府審議官

（事務局）窪田規制改革推進室次長、西川参事官

（ヒアリング）社会保障経済研究所 石川和男代表

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部 柴山豊樹ガス市場整備
室長

経済産業省商務情報政策局産業保安グループ 田村厚雄ガス安全室長

経済産業省電力・ガス取引監視等委員会事務局 恒藤晃ネットワーク事
業監視課長

経済産業省電力・ガス取引監視等委員会事務局 鎌田明取引監視課長
公正取引委員会事務局経済取引局調整課 鈴木健弘課長補佐

4. 議題：

（開会）

議題1 エネルギー分野の規制改革

（閉会）

5. 議事概要：

○西川参事官 それでは、時間となりましたので、規制改革推進会議第21回「投資等ワーキング・グループ」を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、御多用中のところ御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、吉田座長代理、森下委員が所用により御欠席ということでございます。

それでは、ここからの進行は原座長、お願いいたします。

○原座長 ありがとうございます。

本日の議題は「エネルギー分野の規制改革」です。

本日は、ガスシステム改革と、それに対する評価、課題について、社会保障経済研究所の石川代表、経済産業省からヒアリングを行います。石川代表は以前は経済産業省でガス

規制を担当されていたと承知しています。

これまで、エネルギー分野の規制改革に関しては、電力システム改革、ガスシステム改革についてお話を伺ってきております。今日はそのうちガスの部分にお話を絞って、電力システム改革については日を改めて会議を設定させていただきたいと思っております。

石川代表、経済産業省からお話を伺った後、御質問、御意見は最後にまとめてお伺いをいたします。また、質疑対応のために公正取引委員会事務局にも御出席をいただいております。

まず、石川代表からお願いします。

○石川代表 皆さん、始めまして。石川と申します。よろしく申し上げます。

私の資料はA4縦でございまして、4月13日、本日の日付が付いております。今、原座長の方から電力システム改革とガスシステム改革ということで、今回はガスということなのですけれども、電力の自由化はその1年前に始まっておりまして、2016年4月から始まって、ガスは翌年の4月から始まったということでございます。

メディア等々でもいろいろ言われましたけれども、どのぐらいスイッチング、切替えが行われるのかとか、果たして料金が下がるのかとか、新規参入者はどういう人がいるのかといったところに関心があるのかなというところでございます。

実はもう一枚、数字が小さくて申し訳ありませんが、エクセルの細かな表を作りました。これは何を言いたいかと言うと、ほとんど新規参入者がいないということでございます。これは、当初予想されていたことではあるのですけれども、だから悪いということではなくて、これをどうやって自由化の趣旨に合わせるようにルールをある意味、緩和し、強化し、変えていくかというところのための問題提起の場と認識をしたいと思います。

とかく規制改革というと、要望する側がわがままばかり言ってということにはしたくありませんので、対案等々も含めて、今日はお話をさせていただきます。ありがとうございます。

最初のページでありますけれども、「1. 都市ガス小売全面自由化に係る課題」であります。ガスというのは電気と違いまして、3つほど課題があると私は考えております。

一つは原料調達。これはほとんどLNG、天然ガスです。もっともLPGというものがありまして、液化石油ガスです。需要家数は大体半々で分かれています。多少、都市ガスが多いというのが、今の日本のガスの需要構造であります。

それから、流通面でございます。ガスを持ってくるので、港がないといけない。あるいは、導管がなければいけないということで、結構多大な投資が要するという点で、流通面でも非常に難しい事業であると思っております。

やはりガスですので、これは世の中の関心が最も高いだろうと思っておりますが、安全、保安に関する意識は当然高いわけでありまして、こういうところを緩めるといえるのはいかがなものか。これは以前から同じことだろう。そういうことで、保安行政も成り立ってきたと思っております。

(2)の意識なのですが、今回、ガスの自由化がなかなか進んでいないというのは、当初から私も予想はしておったのですけれども、次の3つだろうと思います。

1つ目は、スイッチングのメリット感が余りないのではないかと。というのは、電気も恐らくそうなのですが、ほとんどが自動引き落としなのです。なので、消費税を毎日八百屋で払ったり、買い物で払ったりするのと違って、私も偉そうなことを言っているのですが、実は余り負担軽減感がなくて、自動引き落としなのです。ガスもそうです。電気もそうです。水道もそうです。だから、これはなかなか感じにくいというのがあるのかなと思います。

2つ目、スイッチングのインセンティブが余りないのかもということがあります。これは外国でもそうなのですが、どうして携帯電話はあんなに値下げ合戦があるのに、これは行かないのかなというのと、同じ自動引き落としでも、携帯電話というのはいろいろな人ががやがや言うからなのでしょうね。だけれども、電気、ガスは余りがやがや言わないので、余り広がっていないというのがあると思います。

3つ目ですが、これは最大の問題だろうと思います。問題というかこれはどうしようもないのですが、通信の自由化に比べて、ガスとか電気がなかなかいかないのはコンテンツのおもしろみがない。料金の競争なのです。例えば、よほどセット販売で魅力的なものがないとなかなかいかないのではないかと。これはあろうかと思っています。

評価なのですが、次のページであります。都市ガスは今、全国209社だったと思います。そのうち、実際に自由化の波にさらされているところがどこかというのが、先ほどエクセルでお配りした表なのですが、北海道、東北は新規参入者ゼロです。関東も、東京ガス関係に集中、中部、関西は東邦ガス、大阪ガスエリア、それから中国、四国はありません。九州も、西部ガスが最大手なのですが、福岡以外はあります。これは本当に当初から予想されていましたが、やはりそうでしたということですね。ですから、そこについてこれからどういう問題意識で望むのか。自由化をやめましたとなったら、別に私はこんなところにはいないのですが、自由化法が施行されて、総合エネルギー企業を作る云々という議論が進んでいる中で、大枠の法律は自由化法とうたいながらも、政令は余りないのですが、省令とかガイドラインとか運用のレベルで障壁がまだまだあるなという気がいたします。

ただ、その場合には、先ほど申し上げましたように保安面とか環境面といったところまでをないがしろにするというのは許されないことだと。そのバランスの中で、どのように進めていくかということだと思っています。

ちなみに、これは経済産業省側からも資料が出ていまして、そのとおりなのですが、複数のガス供給者から小売供給を選択できる事業者は日本に77%もいます。ということは、23%はできないということを言っているわけです。

電気の場合は、100%選択肢があるということでありまして、都市ガスの自由化は、2割ぐらいはそういう選択肢はない。これは事実であります。いいとか悪いの問題ではなくて、事実ということでありまして。

ですから、どうしても都会に集まってしまいますので、安倍政権は地方創生を掲げていますが、言い方はよくないですが地方は置き去りとか、あとは大口需要家の人は比較的好いかもしれませんが、少量需要家にはほとんどメリットがないということで、これは電気も同じであります。低所得層とか少量需要家にはなかなか恩恵が行き渡っていないというのが今回の自由化なので、今後、そういったところへの自由化の恩恵がどう均てんされていくかは、恐らく電気、ガス共通の課題かと思います。

個別に、今日は5つほど項目を掲げて、処方箋ということで次のページの3ポツであります。幾つか掲げさせていただいておりますが、それぞれ連動しているわけでは余りないです。それぞれ縦割りのなルールになっておりますので、それぞれ頭を切り替えながら入っていききたいなど。

まず、都市ガスの場合は、イメージしていただきたいのでありますが、東京湾とか大阪湾とか、そこに大きなタンクがあります。船でLNGを持っています。石油などもそうです。持ってきて、そこで貯蔵というか、一旦そこに置く。置いて、そこから導管が伸びて供給するというものが、都市ガスの供給の一般的な形態であります。

地方ガスという中小のガスがありますが、それは自分で持ってくる人は余りいませんで、大手の都市ガスのところから、ローリー輸送といいます、ローリーで運ぶないしは導管をそのままつないで、おろしていくという形態。この2つがございます。

いずれにしても、ここに書いていますようにガスの製造基地と呼んでいますけれども、今回、タンクのところは届出制ということで、これも積年の課題であったのですが、政府当局もいろいろ業界調整が本当に大変だったと思いますが、ようやくそこで開放ということで、第一歩を踏み出したということで、これはLNGの競争の促進ということで非常にいいと思います。

ただし、最初にルールを作ったときは、やってみないと分からない部分はたくさんありまして、まだまだ細かな点で壁になっている部分が多いという点において、ここでいろいろ書かせていただきました。結局、タンクというのは、一義的には都市ガスの場合には都市ガス会社のものであります。当然、自分のものなので、人に使わせたくないというのは、前からそうです。誰でもそうです。自分のものは勝手に使われたくないというのはそうでもありますけれども、しかし、電力にしてもガスにしても、場合によっては石油会社にしても、そういう大きなインフラを共用で使うことによって、日本全体の競争力を上げていこうみたいな話が自由化の趣旨なわけでありまして、そういう点からしますと、このタンクの基地の利用については、今回、大きな風穴をあけていただいたわけでもありますけれども、さらに次のステップとしての風穴ということで、下に具体策ということで①、②、③と掲げております。

今は、実は届出制で、ルールを政府は結構作っておりますが、先ほど申しましたとおり、やっていなければ分からないという部分がありまして、作ってみたはいいものの、なかなかしんどいねという部分があるのです。そういうものは、最初に作った人が抜けていたと

かそういうことではなくて、やっていくうちに、こういうところにいろいろな足かせがあるというのは出てくるものでありますので、その都度、どういうところを緩和したり、ないしは強化ということで考えていくべきだと思います。

したがって、今回、私としては、届出制ということで、この中で、まだ曖昧なところが多数あるなということが指摘できると思います。曖昧なところがあると、新規参入というのはなかなか難しいということでありまして、例えばタンクの場合は余力です。どのぐらい空きがあるのかというところについて非常に曖昧な部分は、最初は仕方ないと思うのですが、実際に自由化してみても曖昧な部分があったのであれば、どうやってそこを明確にしていこうかというような次の対策が必要かなと思います。

ここでは、①として電力、都市ガス、石油などいろいろなLNG基地があるのですけれども、用途を問わず、ガス卸の起点として、みんなきちんと約款を作ったらいかがですかと。ただ、その際、参考資料で細かいので、後で時間があつたら見てもらいたいのですが、今のものは解釈が非常に難しい。なので、国の方が主導的に余力のところの基準を作ることが必要かなと。

民間で余力の基準を作るとするのは、多分、大変なことだと思います。国として、この場合、経済産業省ということになると思うのですが、経済産業省の方で余力はこのぐらいあれば、例えば安全保障とか安定供給のためにはいいと。だけれども、それ以上は柔軟にあげたらどうかという基準を作れるのは当局しかいないと私は思いますので、そういう点におきまして、②において基準を作るべきだと。

この点については、実は2014年、もう随分前なのですが、新規参入側の視点ですけれども、石油連盟の方でいろいろな資料が出ておりまして、そこに余力のやり方として、今はルーム貸し方式みたいな感じなのですが、これからはルームシェアみたいな方式でどうかという提案がなされていて、これは運用の仕方によっては、回転率も上がるしいいのではないかと思いますので、ライバル業界といえはライバル業界なのですけれども、そういう提案は一つ稼働率向上のためにはいいのではないかとということで、御検討いただければと思います。

あとは、実際にルールを作るときに、自分で提案しておいて言うのも何ですけれども、余り事細かに作ってしまうと、今度なかなか動かないので、ある程度、細かいことにおいて、曖昧な部分で紛争が起きたら、下に書いていますようにせつかく監視委員会に調停のような場もありますので、そういうところを機動的に使うという行政運用を役所、行政当局の方で表明するのが大きな前進かなと思います。

次のページです。導管を使ってガスを供給するわけでありまして、新規参入者が導管を引くことは至難のわざであります。なぜ難しいかというと、需要家は都会に密集しているわけでありまして、こんな都会でまたガスパ管を作るのかと。冗談じゃないという話で、今ある管を使えということで、これを借りるということで、専門用語で託送と呼びます。ガスの場合はガス託送、電気の場合は電力託送と呼ぶわけですが、今回はガス託送で

あります。

ただ、実際に託送を使ってまでも、新規参入者があるのは全国ガス209社のうち恐らく半分ぐらいであろうということで、100社ぐらいが約款を作っているということですが、残りなかなかそうもいかないだろうというのが今の実情であります。これは実情なので、どうしようということもないのですけれども、これは実態だということでございます。

ただ、これも先ほど言いましたように、託送料金はどうしても、最初に制度を始めたときは高くなりがちだと思います。知見がない、経験則もないので、新規参入者にとって高いか安いという相場観が分からない段階ですので、当然、高目になってしまうのだろうなど。

現在、ガスの託送の査定状況などを見ますと、高いなというのはあります。これは原価構成上仕方がないという回答が恐らく返ってくると思います。真面目に原価を厳密に査定すると、日本の場合は導管の託送コストが高い。これはしようがないと言えばしようがないのですけれども、しかし、実際それはガスの基本料金にも言えるわけでありまして、今、私は東京ガスの需要家であります。この中にも恐らく東京ガスの需要家の方は多いと思いますが、最も低い基本料金は月690円です。1985年から690円で据え置かれております。

どうしてかと言いますと、余り基本料金を真面目に原価で査定してしまいますと、高くなってしまいます。これは低所得者対策に極めてよろしくない。福祉政策の観点で、基本料金を内部補填において低くするという政策をとって、現在も恐らく継続されていると思います。

今回、そういったものを応用してはどうかということで、具体策として、託送料金を廉価にする方策の一つとして、私は余り好きではないのですけれども、しかし内部補填というところでやるような、都市ガスの基本料金で使ったような政策を、政策料金として使ってみてはどうかと。

というのは、ガスのシステム改革も電気のシステム改革も自由化法ということで、国会を通して、公布されて、施行されたわけでありますので、少しでも自由化法の主旨がかなうというルール設定を細かなところで今後、やっていくべきだろうと考えておるところでございます。

5 ページ目です。これが最大の争点になろうかと思えます。一括受ガスであります。これはどういうことかと言いますと、電気の場合はマンションで戸別に、例えば東京であれば東京電力で受電しているのですけれども、ある新規参入者が一括で受電している。マンションに一括受電で参入し、管理組合の了解を取って、一括受電を行うのが一括受電です。

当然、料金面、サービス面では東京電力よりもいいという建付けになっております。

同じようなことで、一括受ガスをやるということについては、今、いろいろなところで論点が出ていますけれども、規制当局の方からこれはできない、無理だということで、理由が示されております。

それは非常に難しい問題であると私も思います。一応、保安上の問題とか、コストが上

がるのではないかという問題意識を当局の方で出されておりますが、しかし、例えば保安上の問題について言いますと、実はLPGでやっているわけです。正確に言うと、LPGについてはやっているところもあるということです。ですから、ルールを変えれば、それはそれでいいだろうと。

コストのところについては、お役所が言うべき話ではない。もしコストが上がるのであれば、そんな新規参入者は一人もいないわけであって、しかしながら、新規参入しようとしている業界は、電力もありますし、石油なども一部あると伺っております。そういうことからしますと、コスト競争においてそれは行政当局がとやかく言う話ではないということかと思えます。

あと、一括受ガスについては、下に対策をいろいろ書いておりますが、こだわるといふ言い方は変なのですけども、こだわるといふよりも、きちんとしておいた方がいいということ、今日は提案しています。

一括受ガスは、経済産業省の資料を見ると、現行法においては認めていないという書き方で、それは当然そのとおりです。ところが、これは私がいたときからそうなのですが、現実にはそういうことが行われております。私のときにはそうでした。

今は行われていないかもしれませんが。それは今の当局がお調べになればいいことではありますが、少なくとも当時、今から22年ぐらい前なのですが、実はガスの大口自由化をやりましたときに、いろいろな業界が天然ガスで供給したいと言ってきた。

そのときに、一括受ガスの形態をノーとしたのです。言ったのは誰かという、私が言ったのです。そのときは、規制でできないと言ったのです。

ただ、そのときは中で大議論をしまして、本当はおかしいよねという話が出たのです。しかし、役所というのはどうしても業界を背負ってしまうものですから、そちらに付度してしまうということ、非常に難しい問題もあるということで、当時は諦めたというか断念させてしまったわけでありまして、そのような経緯、歴史のある話ですので、このところの難しさは私は分かっているつもりでありますけれども、ただ今回、もしそういうものが残っているとすれば、それは行政責任ということで、最近、説明責任ということがいろいろ言われております。そういったことが表に出ると、これは決していいことではない。

ですから、今回、自由化法を作ったので、この際、昔からの積年の課題をきれいにして、直していく。我々が説得するのは経済産業省当局ではなくて、その向こうにいる業界だと思えます。これは当局を責めたところで無理だと思えます。ですので、そこについては関係業界の方々に、このところはもう時代なのだということで得心してくれという言い方なのかなと、本当はそう思います。しかし、そうは資料に書けずに、対策をここに書いてきたということでもあります。

4番目、二重導管と熱量調整であります。日本は、天然ガスをそのまま供給していません。私も東京ガスですが、都市ガス会社のガスにはLPガスが一部混ざっております。理由

は、これも経緯のある話なのですが、熱量を全国で統一しましょうみたいな運動をずっと前からやっているのです。ガス機器との関係もあるのですけれども、引っ越したときにカロリーが違って使えないことはないようにしましょうみたいないろいろな歴史があって、熱量を調整しようということで、天然ガスをそのまま生ガスで供給する外国とは違って、LPGで熱量を調整している。したがって、これを熱調と呼びます。この熱量調整をしている。

ただ、これは東京湾の話であるのですけれども、東京電力のLNGタンク、これは生ガスです。東京ガスももともとは生ガスですが、そこから、袖ヶ浦だったと思うのですが、東京電力が大口の工場を生ガスで供給しようとした。そうすると、東京ガスは客を取られて困ってしまうわけです。なぜ困るかという、総括原価方式という料金でやっていたものから、大口の需要が取られてしまうと、その分の原価配分の計算からすると、小口の需要家に迷惑がかかるという建付けで、随分バトルがあった。これは、当時の審議会の議事録とか資料とか、報道などを見るとすぐ分かるのですけれども、そういうことで、二重導管というのいろいろ難しく、生ガスの導管と熱調した導管の2本を引こうではないかという話に一時なったのですが、それもちょっと無駄ですねというところで、どのようにしていきましょうかということで、今回は、後ろの資料にもありますように、4.5%ぐらいの影響までは認めましょうと。それについては、これは行政当局の方でもるる、今後見直していきましょうと。こういう落とし所になったわけであります。

ですから、私はどちらかという、役所の言っていることの後追いかもしれませんが、これも随時、前進をさせていくべきであろうと思います。

ただ、下の対策に書いていますように、簡単に言うとこれを標準熱量制ではなくて熱量バンド制に変えるということなのですが、そのときに、どうしてもガスの成分が変わってしまうことがあるということで、ガス機器の問題とかコスト面とかいろいろあるのです。一旦入れてしまったものをやめるとサンクコスト化してまずいとか、いろいろな問題があるので、そういったものと見合いで、自分で提案しておいて言うのも何ですけれども、慎重に進めていくべきということで、ただ前には進んでいくべきということで、提案させてもらいたい。

さらに、その下に②で書いていますけれども、中小の都市ガス、これは地方ガスなのですが、これは大手の都市ガス会社からローリーで輸送している形態が多うございませぬ。現実に関東地域では、どことは言いませんけれども工業団地があって、そこにローリーで生ガスを持って行って、工業団地に大口で生ガスを供給するということなのですから、家庭用はできていない。生ガス供給はノーという話にも一部なっているようございまして、これだけ事業者がいると、全体をきれいにしろといっても非常に難しいです。全国をきれいにしようと思っても、難しいのですけれども、きれいにできるところは、今回の自由化の流れの中でやっていければと思っております。

したがって、未熱調化ということを下に書いていますように、地方から実験的にやってみていかがでございましょうかと。いきなり東京ガスとか大阪ガスでやったら、みんなひ

っくり返ってしまうので、そういうことはしないで、ゆっくり進めていく。ただ、実績を積み重ねていくということかなと思います。

最後であります。保安規制面での制約です。①は、私はここで皆さんにおわびいたします。この記述でありますと、死傷者数がいかに多いという印象がありますが、死傷者がありますが、ほとんどは傷者であります。死者はほとんどおりません。日本の都市ガス、LPガスの保安面において、死亡者数は極めてゼロに近いということで、ほとんどは傷者であります。

この書き方は誤解を招きますので、今ここで訂正というかお断りをしておきたいと思えます。日本の都市ガス、LPガスの近年の死者はほぼ皆無であります。

そうは言いながら、②に書いていますけれども、非常に古いものも多いです。地中に埋まっていると、どうしてもなかなか目が行き届かないということで、経年劣化している可能性があるのが、ここに書いていますけれども300万本と、想像を絶するような数なのですけれども、しかし、そういうこともちゃんとやっていかなければいけないということでもありますので、管の工事といった点について、保安のレベルをきちんと維持しつつも、一方で競争原理を入れていくべきかなということで、ここではいろいろ提言をさせていただいております。

③のところは、今回の自由化でいろいろな議論があって、電力業界あるいは消費者代表、都市ガス業界でいろいろな意見があって、今回こういう落とし所となったわけではありますが、しかし、それを施行してみて、まだ私としてはこのところはなかなか進みにくいかなということもありますので、安全レベルは維持しつつも、きちんとルールというものを合理化して、むしろ事業者の選択肢です。いろいろな事業者、ある程度の資格とかレベルを持った事業者が入れるような形で持っていったらどうかということで、いろいろ思います。

⑥なのですが、これはずっと前からそうなのです。最後はちょっと法律的な話でありまして、今、ガスを規制する法律は経済産業省が主管しているだけでも3つあります。都市ガスはガス事業法といいます。LPガスは液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律といいます。それから、その販売以外のところを律する法律として、高圧ガス保安法ということで、3つほど法律がありまして、これはそれぞれ縦割りの歴史の中でできてきたものなのですけれども、今回、自由化ということで、LPガスの都市ガスへの参入といったものの壁も大きく取っ払ったわけです。そういうことですので、少なくともガス事業法と都市ガスの法律とLPガスの法律は、いろいろ細かいところで多少そごがあるわけです。下から2行目に2メートル、8メートルと書いていますが、これは離隔距離なのですけれども、こういった細かなところで、非常に縦割りの中で来た歴史があって、これもやると言ってもいろいろな利権があってなかなか難しい面はあるのですけれども、しかし今回、自由化ということですので、議論をスタートさせて、統一的なガスの法律を作るのはそれはそれでいいのかもしれませんが、ガスの総合的な市場を作るという意味において

は、法律を一元化していくこともそろそろ本格的にやったらどうかなということで提案をさせていただいております。

時間の関係もありますので、とりあえずここで一旦閉じたいと思います。ありがとうございました。

○原座長 ありがとうございます。

次に、経済産業省からお願いします。

○経済産業省（柴山ガス市場整備室長） 経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室の柴山と申します。

論点がいろいろございますので、それぞれの担当管理職の方から説明することといたしたいと思います。

お手元の資料でございますけれども、順番といたしましてはガスの小売全面自由化の進捗状況、熱量調整、内管保安、保安規制の整合化、一括受ガス、LNG基地利用、最後に託送供給料金という順序で説明したいと思います。

それでは、資料の2ページでございますけれども、ごくポイントだけでございますがガスシステム改革の概要でございます。

平成29年、去年の4月1日から小売参入の自由化、LNG基地の第三者利用の制度化、ガス導管網の整備促進などの改革、そして電力・ガス取引監視等委員会による小売全面自由化等を踏まえたガス取引の適切な監視等を実施しているところでございます。

絵を見ていただきますと、基地に関しましては先ほど御説明がありましたけれども、大規模なLNG基地を保有する事業者に、第三者による利用を理由なく拒否することを禁止しております。

一般ガス導管事業につきましては、地域独占、料金規制を維持しております。

小売につきましては、全面自由化というところでございまして、競争が不十分な地域には、経過措置として規制料金を残しているというところでございます。

次に、自由化の状況でございますけれども、先ほど石川先生の方からありましたので重複する部分がございますが、3ページが自由化後の小売事業者の登録状況ということで、これまで54社を登録済みでして、このうち、今回の自由化を機に、越境販売を含めまして、新たに一般家庭へ供給しているあるいは供給を予定しているのは18社ということでございます。この18社の内訳でございますけれども、電気事業者の4社、旧一般ガス事業者の6社、LPガス事業者、石油事業者、それから新電力事業者という場合分けをしております。

4ページでございますけれども、他社スイッチングの状況、これは申込みベースの件数でございますけれども、2月末までの時点で全国で約76万件ということで、地域別に分けておりますけれども、全国は青い線でございます、上から近畿が紫、関東が赤、中部・北陸、九州となっておりますけれども、これまでは近畿が件数が多かったわけですが、今の時点では近畿がまだ1番でございますが、関東の傾きが立ってきているという状況でございます。

5 ページが自社スイッチングの状況ということで、こちらは実績ベースでございますけれども、経過措置によって規制料金が残されている事業者については、規制料金から自由料金にスイッチするというごこともございまして、この類型が昨年12月時点で約100万件程度となっているという状況でございます。

こちら先ほど御紹介いただきましたけれども、6 ページでございますが、ガス小売事業者を選べる需要家数ということで、複数の事業者からガスの小売供給を選択できる需要家数は、今のところ全体の77%という状況でございます。

7 ページが小売全面自由化後の動きということで、主なものですが、具体的な企業の動向をまとめているものでございます。昨年4月から、一般家庭向けの小売販売として、電力会社3社とLP事業者3社が新規参入、それからニチガスグループが越境販売を開始しております。7月からは、東京電力EPが新規参入者として事業開始、8月には、東京電力EPとニチガスが共同出資をいたしまして、新規参入者向けに都市ガスの調達、保安とかシステムとか、そういった都市ガス事業をやる上での必要なある種のプラットフォームサービスを提供する会社を設立いたしております。

10月には、東電FP、JXTGエネルギー、大阪ガスが、川崎に都市ガス製造・供給を行う新会社を設立いたしております。

11月には、新電力大手のイーレックスが参入することを発表しております。

大手エネルギー事業者のJXTGエネルギーが、こちら本年1月ですけれども、家庭向け都市ガスに参入することを発表しております。

今年の2月になりますけれども、中部電力と大阪ガスが、首都圏において電力・ガス、それからそれに関連するサービスの販売を行う新会社を設立する旨を発表いたしまして、この4月に設立したというところで、いろいろな業界から参入が起きておまして、従来のガス事業者も地域を越えた参入あるいは電力会社とアライアンスを組んでの参入とか、そういった動きが起きているところでございます。

8 ページ、9 ページでございますけれども、これは御参考でございますが、小売の全面自由化を契機に、新規参入がある地域は限られているわけではございますけれども、そういった新規参入がない地域も、やはり都市ガスの場合は、オール電化とかLPガスとの競争がございまして、都市ガスの参入はない事業者であっても、いろいろな料金メニューとかサービスメニューを工夫をして、始めているという紹介でございます。

そういった新たな料金メニュー、サービスメニューが提供されているエリアの需要家件数は全体の約9割という状況でございます。

10ページから14ページまでは御参考ですが、こういった料金メニューとかいろいろなサービス、例えばポイントサービスとかセット割引、駆けつけサービス、見える化サービスといったものがいろいろ出てきているというものを幾つか御紹介しているものでございます。詳細は割愛させていただきます。

2番目の熱量調整についてでございますけれども、15ページ以降となります。

16ページでございますけれども、まずは現行の標準熱量制の意義ということで御説明させていただきますと思います。標準熱量制とは、ガスの供給条件として単位体積当たりの熱量の標準値を定めて、熱量の変動を制限する仕組みでございます。

これによって、そこに書いてある①から③までのいわば需要家メリットを確保することで、ガスの利用の普及、高度化が進められてきたところでございます。

1つ目といたしましては利便性ということで、ガスの品質が安定する。高効率化による省エネ性の向上。一般家庭や飲食店での給湯、調理、製造業での製品の仕上がりを均質にできる。一般家庭、ビルや工場に導入された発電設備や空調設備を最も効率的な条件で稼働できる。あるいは、効率的に機器開発が進むといった利便性でございます。

安全性ということで、熱量の変動によって一酸化炭素やNOxが排出される危険性を低減できる。

公平性といたしましては、供給熱量に応じた料金支払いが安価な体積計測で可能となるというものでございます。

17ページが、熱量バンド制へ移行するメリットということで掲げさせていただいております。熱量バンド制に移行する場合は、LNGへのLPGの添加量が削減されることになると思っています。そのコストの削減ということでございます。

将来的に、低熱量のシェールガスの輸入が増加して、LPGの添加量が増加するというところで、現行の標準熱量を維持するコストが増大する可能性が新規参入者側から指摘されると承知しております。

ただ、一応載せておりますのは、過去20年間、LPG単価がLNGよりもおおむね高い水準になったわけでございますけれども、直近の10年程度では、その値差が縮小傾向にあるということで、値差の動向にも留意する必要があるということ、掲げさせていただいております。

18ページが、参考でございますけれども、熱量調整に関する直近の議論と事業者の取組ということで、このガスのシステム改革を議論した審議会においては、平成27年1月に報告書を取りまとめしておりますけれども、そこにおきましては、熱量調整に要するコストが以前より低くなっていることを踏まえ、関係事業者がその負担軽減に一層務めるとともに、熱量の差がガスの託送供給や融通の障壁にならないよう、導管を相互に接続している事業者間で熱量を可能な限り一致させるよう努めることが必要とされております。

実際、標準熱量の統一に向けた事業者の取組がそこにかいてありますとおり、その後、進んでいるところでございます。

また、この報告書では、原則、熱量調整を行わないことを指向すべきとの意見もあった。ただし、そのためには、メーターの交換や機器の安全性確認、熱量調整を必要とする大口需要家に係る対応を整理する必要があるため、中長期的な課題とすると整理されているところでございます。

19ページが、熱量バンド制に移行する場合の検討事項を幾つか掲げさせていただいてお

ります。

1つ目が、ガス機器の利便性、安全性への影響というものでございます。熱量変動の変動幅や変化速度によっては、機器の出力低下、NOx排出量の増加等の影響を低減するための初期コスト、機器の効率性低下による実質的な運用コストが生じます。業務用・工業用のガス機器では、使用自体が困難になったり、戸別に熱量調整を行う必要が生じたりする可能性がございます。

また、一酸化炭素の排出等が生じるような旧式のガス機器が市場にあるかどうか、存在しないかどうか、安全性の観点からも、熱量バンド制に移行できる可能性、制約を検討する必要がありますと思っております。

20ページは、例といたしまして熱量バンド制による影響が見込まれるガス機器の例ということで、幾つか載せております。

それから、21ページが御参考でございますけれども、過去10年以上前でございますけれども、未熱調ガスについて、それを使用した場合の燃焼機器への影響調査を行っております。その中では、産業用機器への影響が大きく、中でも工業炉については、製品の品質にも大きく関わり、製品自体が作れなくなる可能性などが指摘されているところでございます。

それから、22ページでございますけれども、検討事項③といたしまして、公平な料金收受のための初期コスト・運用コストを載せております。導管網につながるLNG基地が複数ある場合、図で見いただきますと、赤色のものと青色のものがありますけれども、複数あって、そして中圧導管以降で導管網がループ化している場合、ループ化というのは供給安定性のために複数のルートからガスが供給できるように、導管網を張りめぐらせることですけれども、そのようになっている場合は、LNG基地から創出されるガスの届く範囲は需要の状況等によって変動することになります。こうした場合、熱量バンド制となった場合は、高圧と中圧の導管の整圧器に熱量計を設置しても、実際に需要家を使用するガスの熱量とは大きく異なることがあり得ますので、需要家ごとの公平性確保という観点からは、例えば計測地点以降の熱量の変動が少ない中圧と低圧導管の整圧器で計測するということが考えられます。

また、供給熱量に応じた料金收受を行うためには、導管網又は需要場所への熱量計の設置・運用コストがかかります。熱量計測、料金收受の精度を高めようとする、設置・運用コストが増大し、精度が低いと公平性の担保が難しくなるという関係にございますので、その辺りもよく検討する必要があると思っております。

23ページが、標準熱量制と熱量バンド制のメリット・デメリットを整理したものでございます。①として、現行の標準熱量制の維持あるいは②として熱量バンド制に移行するか。こういったものを検討する際には、それぞれのメリットとデメリットをよく比較・検証することが必要である。これは新規参入者側からの御説明でもあった点と同じだと思っております。

ここで、③として、LPG添加コストを低減しつつ導管網への熱量計の敷設を回避し、ガス機器の調整コストを低減する選択肢としては、例えばということでもありますけれども、標準熱量の引下げという選択肢もあり得ると思っております。こうした選択肢も含めて、様々なメリット・デメリットを検討する必要があると思っております。

○経済産業省（田村ガス安全室長） 私は、経済産業省産業保安グループガス安全室長をしてございます田村と申します。

私の方から保安に関しまして、3ポツの内管保安について、それから引き続きまして4ポツの保安規制の整合化についてということをお説明申し上げたいと思っております。

まず、3ポツの25ページ目でございますが、内管保安に関するこれまでの議論を簡単に触れさせていただいております。実は内管保安の保安責任の所在に関しましては、平成25年末から平成26年にかけて、数次にわたって御議論させていただいております。

そのメンバーを下にお示ししてございますが、ちなみに、一番右下の和田真治さんという方は、ニチガスの社長でございます。

26ページ目でございますが、その審議会における内管保安に関するこれまでの議論の論点、主な視点、各委員からのコメントのポイント、結論をまとめさせていただいております。

現在のガス事業法、内管保安に関しましては、論点で書かせていただいたように、おおまかに言いますと4点ほど御議論させていただく部分があったということでございます。

まずは、ガス工作物としての技術基準の適合、内管の漏えい検査、調査・周知、緊急時の対応の4点につきまして、それぞれ私どもも小口・大口あるいは灯外内管・灯内内管。灯外内管というのは、メーターから上流側を灯外内管といいます。さらに、下流側を灯内内管と言います。そういった場面場面の保安責任の所在の場合分けを行いながら議論させていただいたというところでございます。

その中に、主な視点で書いてございまして、社会全体の効率性等あるいは新規参入の参入しやすさといった観点を踏まえて、各委員からの御意見を頂戴しながら、最終的な結論を出させていただいたというところでございます。

結論といたしましては、1番目のアローでございますが、ガス工作物全体として、これまでも実際の保安責任を担ってきたガス導管事業者が、引き続き内管の保安を担うことが適当だということが結論でございます。

ただ、緊急保安につきましては、ガス小売事業者も一定の役割を果たしていただくという結論を得たという次第でございます。

その下の27ページ目が、それを簡単に模式的に図とともに示したものでございますが、真ん中ほどの全面自由化後の絵がございまして、どこがどう現行と違っているかと申し上げますと、ちょうど保安責任の定期点検、ガス小売事業者という矢印が出ているかと思っております。いわゆる需要家側の消費機器につきましては、通常保安についてはガス小売事業者が責任を負っていただく。緊急保安につきましては、引き続き導管事業者が初動対

応を行うということですが、役割分担としては、この部分については連絡窓口になるなど、連携、協力を進めるという小売事業者としての役割も付与しているということですが。

それを28ページ目に、御参考まで、これまで審議会においての各委員からのコメントを抜粋させていただいております。

大まかに言いますと、消費者の方々は引き続き、導管事業者に見てもらいたいという御意見。それから、先ほど石川代表からもお話がありましたとおり、電力系にとっては参入障壁というところも勘案して、引き続き導管事業者に見ていただきたいというのが大層的な意見です。

それに対しまして、当初は反対意見も事実としてはございました。真ん中ほどに書かせていただいておりますが、日本コミュニティーガス協会、これは旧簡易ガスの協会でございますけれどもそういったところ、あるいはLPの関係の方々からも、ガス小売事業者が保安責任を持って委託することができる形になる、公平性を担保してくれという御意見も当初ございました。

ただ、最終的には、下にまとめて書かせていただいたとおり、結論から申し上げれば妥当な整理であろうということで、この審議会をまとめさせていただいたということですが。

そこで、29ページ目でございますが、内管の保安責任に関する課題を、考察という意味でまとめさせていただいております。

まず、何と言っても導管事業者が、これまでのネットワークとしての面的一体的な管理、体制が既に整っているということですが。そういった意味におきまして、大規模な自然災害といったところも含めまして、諸課題に対して迅速かつ効率的な対応ができるという利点を有している事業者であるということですが。そういったところが小売事業者の方々にはできるかどうかということが、ある意味、こちらの審議会でもその御議論をさせていただいたということですが。

次のページで、それぞれ各工程、内管漏えい検査から緊急保安、大規模自然災害時における内管漏えいの課題を項目ごとにまとめていただいております。一元的な管理だとか、例えば一番上の内管漏えい検査の右側の3番目に書かせていただいたような空き家の存在をどうするかとか、そういったところが課題としては残るのではないかとということですが。

さらには、緊急保安業務における内管漏えい検査の意味においても、本支管というのは内管から先に出ている上流側の管のことですが、本支管あるいは供給管というのがございますが、そういったものと内管との一体的な漏えい対応、何かあった場合の漏えい対応ということが、課題としては非常に残るのではないかとという点。

次の31ページ目が大規模災害時、例えば地震が起きました、広域災害が起きましたといった場合の対応といたしましては、導管事業者は過去の地震をいろいろ経験されてお

られます。そういった復旧経験で培った早期復旧も知見としては蓄積されているという利点もありますということでございます。

さらには、表の下から3番目に書かせていただいておりますが、ネットワーク全体としての面的一体的な対応、効率的な対応が可能になるということでございます。

最後、工事につきましても、上から3番目に書かせていただいておりますが、例えば活管工事といまして、ガスを止めずに行う工事といったものが、都市ガスの場合はLPガスと異なった行為として必要というところでございます。そういったものに対応するとか、そういった観点から都市ガス事業者としてのノウハウが非常に大切だということになるかと思えます。

次のページで、イメージとしてまとめさせていただいております。下の方に戸宅と配管が伸びている図がございます。まず、一番左の丸が、いわゆる本支管と呼ばれている公道に埋まっている管でございます。そこから脇に支管が出ています。そこは供給管と呼ばれております。敷地内に入りまして、灯外内管というところに入っていきます。それから、需要家の家にガスが供給されていくというライン構成になってございます。もし、仮に敷地境界で保安責任を担う者が変わるとどうなるかということを考えさせていただいたのが、こちらのイメージ図となっております。

まず、左の方でございますけれども、①と図に書かせていただきましたが、ガスを扱うという意味において、責任分界地点を設けなければなりません。そういった意味におきまして、バルブの設置をどうするか、あるいはここで取引するというのであれば、ガスメーターというものを新規に設置しなければいけないのかどうか。そういったところも課題として挙げられるのではないかと。

②は、ライン上で赤のバツを3つほど付付けさせていただきましたが、緊急時対応です。緊急時においては、最初はどこで漏れているか分かりません。そういった観点から申し上げますと、今では内管、供給管も含めて一元的に対処が行われているわけでございますが、それが導管と小売が同時並行的に対応するという。事故情報について、共有とか、覚知の時間に時間差があったとか、そういったこととなりますと二次災害の発生あるいは拡大ということも懸念として挙げられるのではないかと。さらには、導管事業者、小売事業者はそれぞれ別々に要員を確保したりとか、車両とか拠点整備をどうするか、そういう社会的コストの増も発生するのではないかと。という点。

③は、上に書いてございます。材質、口径等の確認が必要ということでございますが、導管事業者は、ガスを引き渡す者として、内管がどういう配管の設置状況なのか、あるいは検査履歴みたいなものを相互に供給する新たなシステムの構築が必要となるのではないかと。

すなわち、小売事業者は、毎年というのは言い過ぎですけども変わり得る可能性がある。それが自由化の意義ということでございますので、小売が変わり得ることを前提にした新たなシステムの構築が必要となることも考えられるのではないかと。

最後、先ほど申し上げました大規模災害、自然災害、例えば地震等が起こったときの顧客対応については、面的一体的な対応が可能である。

○原座長 ごめんなさい。説明をもう少しスピードアップしていただいて、全体で5時までで終わっていただけますか。議論の時間を確保しないと、何度もやらないといけなくなってしまう。

○経済産業省（田村ガス安全室長） 分かりました。

それでは、それに対して現状どうやっているかということで、内管漏えい検査からまとめさせていただいてございます。

内管漏えい検査は4年に1回以上です。導管事業者としては、適正に検査する体制、能力を有する検査会社に委託をしながらやっているという点。

34ページ目でございますが、緊急保安につきましては、基本的にプロパー社員を中心に、高度な専門性を有する要員で対応するという点。

35ページ目、導管事業者による取組の中の大規模災害については、ネットワーク全体に対して面的に効率的な復旧を行っているという点。

最後でございますが36ページ目、内管工事につきましては、ガス主任技術者、これは国家資格を有する者でございますが、有資格者を中心とした責任体制の下、内管工事を実施している。現場につきましては、工事会社に委託発注しているという状況になってございます。

引き続きまして、保安規制の整合化についてということでございます。38ページ目でございますが、簡易ガス事業の新ガス事業法における位置付けということで、これまで旧ガス事業法におきましては、簡易ガス事業ということで、認可制度に係らしめられていたところでございますが、引き続き、小売事業の一類型として登録制をとりながら、保安規制の手法、水準は基本的に変更していないということでございます。

39ページ目が、御指摘のございましたガス事業法と液化石油ガス法の保安規制の整合につきましては、技術的に同じ評価が可能なものに関しましては、できるだけ整合化ということで、昨年の4月1日に向けまして整合化を図ってきたところでございます。

例えば、下に書いてあるような定期的な周知・調査、これも頻度もLP法とガス事業法で違っていましたので、そういった整合化を図ったり、最後は40ページ目のような離隔距離です。青部分で違いがあったということでございますが、29年4月1日以降は整合化を図ったという取組をやってございます。

私からは以上です。

○経済産業省（柴山ガス市場整備室長） それでは、5番の一括受ガスについてでございます。

ページをめくっていただきまして、42ページになります。マンション一括受ガスとは、マンション管理者等のみずからガスを使用しない者がガスを一括して調達して、調達したガスを最終的な使用者であるマンション各戸の入居者へ受け渡す行為である。右下の方の

図でございます。

現在は、託送料金の公平性の観点、保安水準とコストの観点、需要家のスイッチングの制約の観点から、許容されていないビジネスモデルと整理されております。

まず、①託送料金の公平性、43ページでございますけれども、仮にこれを認めますと、設備を含む供給形態あるいは各戸でガスを使用する使用形態は、何も変化していないにも関わらず、形式的に各戸の需要量を合算することで、割安な託送料金が適用されることとなります。

このため、一括受ガスマンションの最終需要家と一括受ガスの形態をとらない通常の最終需要家との間における託送料金負担の公平性が損なわれると思っております。

次のページに試算を載せておりますけれども、これは省略させていただきます。

2点目の保安水準とコストでございます。45ページでございます。

46ページに絵を載せておりますので、ちょっと見にくいですが御参照いただきながらと思っておりますけれども、まず、現在マンションの各戸に設置されているガスメーター、右の方のMについては、ガス工作物としてガス事業法の適用を受けておりまして、何か異常があったときには、遮断機能を有したものでなければならないこととされております。

これを前提といたしますと、一括受ガスの場合におけるガス工作物たるガスメーターは、ガス小売事業者と一括ガス事業者との取引のために設置されるガスメーターに限られることとなります。この図で言うところの左のオレンジ色を着けたMが、取引用のガスメーターと書いたものでございます。

一括受ガス事業者は、現行法ではガス事業法上の位置付けがございませんので、ガスメーターを設置する義務がなく、仮にマンションの各戸に設置したとしても、その当該ガスメーターは工作物ではないこととなりますので、ガス事業法上の保安規制が及ばないということになります。

また、取引用のガスメーターのみが設置されて、マンション各戸のメーターが設置されない場合には、マンションのどこか1戸でも異常が起きた場合に、全戸へのガス供給を停止することとなります。このため、一括受ガスを現行のまま供給するとした場合には、需要家の安全を制度的措置をもって担保することができないという点、それから異常時の需要家の利便性が低下するということが起きます。

この点ですけれども、仮に一括受ガスを許容するとしても、現行の保安水準を低下させるべきではないと考えております。そうであれば、例えば一般ガス導管事業者に対して、各戸へのマイコンメーターの設置を義務付け、ガス栓までの保安責任を負わせることが、先ほど御説明したとおり適当であるということと考えられますけれども、その場合は、一般ガス導管事業者が負う内管保安業務等のコストが、一括ではない戸別供給と比較しても低減することはないということとなりますので、一括受ガスを許容しても、託送料金が低減する効果は期待しがたいと思っております。

47ページでございますけれども、需要家のスイッチングの制約というものでございます。

自由化される前であれば、選択肢拡大の意味を持ち得たマンション一括受ガスでございますけれども、ガス小売市場が既に全面自由化されている状況では、かえって最終需要家がガスの供給者を選択する自由を制約するおそれがあると思っております。

仮に、入居当初は一括受ガスが最終需要家にとって最適な選択だったとしても、入居後、より魅力的な小売料金メニューが登場して、御自身のニーズが変化するとか、あるいはスイッチングに当たって、マンション管理組合の決議が必要となるなど、各需要家が自由にガス供給者を選択することが困難になるという点があるかと思っております。

48ページでございますけれども、高圧一括受電とガスの比較ということで載せております。絵で申し上げますと、左が一括受電の方、右が一括受ガスの方でございますけれども、高圧一括受電の方は、保安の責任分界点が引込み線というところにありまして、一般送配電事業者が、受変電設備の設置コスト・受変電設備以降の保安義務を負わない、高圧以上の設備・保安業務のコストだけを負うこととなりますので、低圧よりも割安な高圧に対応する託送料金を適用し得ることとなります。

他方で、右のガスの場合は、保安の責任分界点はガス栓のところがございますので、仮に一括受ガスが解禁されても、一般ガス導管事業者が各戸のガス栓までの保安業務のコストを負うこと、それから各戸へのマイコンメーターを設置する必要があるということを考えますと、割安な託送料金を一括受ガスに適用することは困難と思っております。

○経済産業省（鎌田取引監視課長） 電力・ガス取引等監視委員会取引監視課長の鎌田でございます。

6番のLNG基地の利用について、説明を申し上げます。

ポイントだけ申し上げますが、50ページに制度の概要を書いております。ここで問題になりましたのは、3行目に②がございますが、正当な理由がなければ、そのLNG基地の利用に係る第三者からの依頼を拒んではならないとされております。

この正当な理由が何かというところが、次の51ページでございます。①、②、③とございますが、実際の運用で一番問題になりますのが①でございます。第三者がガス製造事業者のLNG基地における栈橋、タンク、気化器などの余力の範囲を超えて第三者利用を行おうとすることにより、事業の遂行に支障を生じさせるおそれがある場合には、断ることができるとされておまして、逆に言うと、余力があれば受けなければならないとなっております。

先ほど、石川代表からもございましたが、余力がどうかというところが一番問題になりまして、実際に事業者によって余力の考え方は違っております。その違いが恣意的にならないようにということで、現在、我々委員会の下に制度設計専門会合というものがございまして、そちらの方で余力の考え方についてこれから議論をすることにしております。

その内容が52ページでございまして、2つ目の丸の2行目の中盤からありますが、製造設備の余力、基地利用料金の話、3つ目に利用申込みに関するような情報の開示といった点について、これから審議会の方で議論していくとしております。

先ほど、石川代表からルームシェア方式の話がございましたが、現実にはルームレントよりも、今の段階ではルームシェアを前提にした第三者利用が議論されているというのが実態ということでございます。

以上でございます。

○経済産業省（恒藤ネットワーク事業監視課長） 同じく監視等委員会ネットワーク事業監視課の恒藤でございます。

54ページ、託送料金についてでございます。託送料金につきましては、29年4月からの全面自由化に向けまして、28年夏に、私どもの監視等委員会が中心となって、127社からの申請について個別に審査をしたところでございます。

これについては、58ページでございますが、私どもの下に料金審査専門会合という会合を作りまして、ここで計8回の審査を行い、個別にしっかりとした審査を行ってございます。

60ページでございますが、この託送料金については、事後評価をこれからもしっかりとやっていくということにしておりまして、例えば、超過利潤が一定の枠を超えた場合には、値下げ申請の命令も検討されるというスキームになっております。

最後、63ページでございます。先ほど、石川代表から、消費量が少ない需要家について、託送料金を内部補助するような仕組みもという御提案もございましたが、この託送料金、中身は導管の整備・維持・管理あるいはメーターの設置などのコストを賄うというものでございまして、こういった費用のかなりの部分は需要家の使用料に関わらず発生するというので、量が小さいお客さんでも一定の基本料金を設定することが合理的ということが考えられるところでございます。

我々が審査した中でも、会社によってはすごく小口のところの基本料金を低くするというような申請もあったわけでございますけれども、コスト構造から考えますと、こういった料金申請自体は合理的でないと考えられる面もあり、また、逆に大口のところの値段が高くなれば、大口への新規参入を阻害する効果もあるということも考慮し、実際に修正を求めたケースもございました。

私どもとしては、公平性及び競争促進の観点から、ある程度、コスト構造をベースにすることが望ましいと考えてございます。

以上でございます。

○原座長 ありがとうございます。

論点は幾つもありますので、順次、お話をしていきたいと思えます。

先に私から、総論的なところで御質問させてください。ガスシステム改革について、目的は何だったのかということ、今、エネ庁さんのホームページで見えていますけれども、4つ挙げられていて、1点目が安定供給の確保、2点目がガス料金を最大限抑制、3点目に利用メニューの多様化と事業機会の拡大、4点目に天然ガス利用方法の拡大という4つが挙げられていると思えます。

この目的に照らして、現状でのシステム改革がどう評価されていて、これからの課題は何が残っていて、どう取り組もうとされているのかを、ごく簡単に結構ですので教えてください。

○経済産業省(柴山ガス市場整備室長) 順不同になってしまうかもしれませんが、まず、料金の低減に関しましては、競争が起きているところでは、料金を引き下げる競争が起きておりますし、まだ競争がないところでも、料金引下げメニューというのが出てきておりますので、もちろん完全とは思いませんけれども、それなりに進んでいると思っております。

それから、3つ目の料金メニューの多様化と事業機会の拡大ということにつきましては、これも御説明したとおり、様々な料金メニューが出てきております。そして、これも十分かと言われると、まだまだ改善の余地があるかもしれませんが、いろいろな多業種からの参入とか、あるいは都市ガス事業者の他エリアへの参入といったものも、この1年で起きてきておりますので、そういう意味では、それなりに進んでいるのかなと思っております。

それから、天然ガス利用方法の拡大というのは、改革自体ということではないかもしれませんが、天然ガスが他の化石燃料に比べれば、出すCO₂が少ないとか、環境面でも様々な優れている面もございますので、これは例えばコジェネとかそういったものの支援を引き続きやっていこうということだと思っております。

安定供給の確保につきましては、導管の相互接続というのは、日本全国がすぐにつながるという状況ではございませんけれども、例えば一部、逆流での託送を個別に審査して、認めていくとか、そういったことを監視委員会を中心にやっておりまして、そういったものを個別に積み上げていって、今後、共通ルール化していくとか、そういったことをやっていきたいと思っております。

○原座長 今、システム改革について、残されている課題についての御認識あるいは進化のために今、ここが重点分野だと思っております。取り組まれている事項はございますでしょうか。

○経済産業省(柴山ガス市場整備室長) そういう意味では、まだ1年経ったところで、様々な民間事業者の動きが起きつつあるというところだと思っております。

先ほど説明もありましたけれども、一つ具体的なテーマとして取り組んでいるのは、基地の第三者利用制度の運用の改善を図るべき点があるかないかというのを検討しているところでございます。

○原座長 それでは、もし皆様方が御異存がなければ、経産省から説明をいただいた論点におおむね沿って御質問をいただくのがいいかと。あるいは、別でも結構です。

○八代委員 やり方なのですが、素人が質問するより石川代表に質問してもらった方が、今の経産省の御説明に対して、非常に有意義ではないかと思えます。特に、一括受ガスについては、石川代表の資料では、保安を盾にした参入障壁の典型であると書いてあるわけで、その辺を是非伺いたいと思えますけれども、どうでしょうか。

○石川代表 現実にそういうことはあるわけでありまして、この自由化というのは、電気もそうですけれども、低所得層には余り裨益はない。なぜかという、新規参入がないからです。何でないかという、もうからないからです。

電気は一括受電、マンション一括というところで客を取っていくケースが非常に多い。これはどうしてかという、おいしいからです。自由化も、趣旨であります。

ところが、ガスはそれができないという点であります。保安規制ということで、この当局の資料の、一括受ガスの45ページ、2つあって、託送料金の公平性の話と保安だと思えますが、まず、45ページの保安基準のコストという、最後の4ポツと5ポツのところです。このため、一括受ガスを現行法のまま許容とした場合には、現行制度下だとだめだと書いてあるのです。電力のシステム改革を見ていると、前に進むためにどんどん制度を改正しているのです。

ガスは、やっているところはやっているのです。例えば、簡易ガス事業というのがまたややこしい規制でありまして、これを取っ払おうとか、非常に難しい調整を政府はされていた。これは大変な努力だと思いますが、先ほど言ったように、参入してきた細部に宿るので、そのところで最後の押戻しというところがあらわれたと思うのです。一番おいしいところがないというのであれば、保安規制については、保安規制を作ればいいだけである。もう一つ、一括受ガスについて、業務用では、実際にこういうことが行われているケースは散見されていました。

それと、これは監視委員会か、それともガスシステム小委員会でしょうか。親委員会が分からないのですが、いずれにしても経済産業省の審議会だと思いますけれども、第10回制度設計専門会合、平成28年9月2日、提出者は東電、中電、関電というページのところに、実際に営業に行ったらそういうことをやっていたみたいな話があるわけです。私が見ると、そのように見えてしまうのです。電気もそうだったのですが、今までは独占だったので、外から見えなかったのです。だけれども、実際に電力会社なり、一部、LPもやっているのかもしれませんが、営業していたときに、実はありましたという話だと思うのです。だから、これは放置してはならない。だから規制をするということではなくて、自由化なのであるならば、そちらを認める方向でルールを設定した方が、より実体的であろうかということでもあります。

役所の資料は45ページにそう書いてあるのです。本当によく練られた文章だと思います。もう一度読みます。4つ目のポツのところです。

このため、一括受ガスを現行法のまま許容することとした場合、現行制度下ではだめだと書いてあるわけです。したがって、現行制度でなければ、できなくはない。ルールというのは、そのように高度化していくものだと思っております。

ただ、これは非常に調整が難しいと思います。一番もうかるところですから。一番と取られたくないところですから。だから、役所、行政当局を責め立てたところで、物事が進むとは限りませんので、これは内閣府も含めて、みんなで関係者に説得をし、変えていこ

うではないかと言うしかないと思います。

託送料金の公平性もおっしゃるとおりであります、しかし、託送については別に選択約款を付けばいいだけであって、選択約款は99年のガス事業改正で導入されたものでありまして、当時は供給約款と選択約款ということで、選択できますということであります。したがって、選択約款でやれば、ここは対応は可能だと思います。

それから、先ほど監視委員会から、確かに内部補填というのはどうかと。それもごもつともだと思います。ですが、小売のところの基本料金でそのようにやってきたという経緯からすると、あながち自由化の当初においては、新規参入を進める点において、それはいいのではないかと。なぜ私がいいと申し上げるかということ、正に今日、経済産業省の方で出された資料の65ページ、託送料金と小売料金の比較というところで、これは見るとおもしろいのです。上の方は平成28年7月認可申請時です。下を見てください。大ガスと東邦ガスはパーセントが申請時とほとんど変わっていないです。

ところが、東ガスだけは極端に変わっているのです。これが正に先ほど監視委員会が御説明されていたとおりなのです。需要量の少ないところについて、東ガスは載せていなかったのです。ところが、東ガスは奇特的な会社だと思うのですけれども、そこについて申請しているのです。つまり、ここは安くて結構でございますと申請されているわけです。

ところが、査定のところでも全部、同じになってしまった。これは別の見方、新規参入側の見方をしますと、査定によって新規参入しにくくなったということになってしまいます。少量ということですが。なぜ私はここにこだわるかということ、実際、ガスの需要を見ますと、日本みたいな四季のある国ですと、例えば東京、大阪でほとんど季節は同じなのですが、冬場の需要が多うございます。冬場の需要というのは、この上で見ると50立方とか60立方ぐらいです。皆さん、恐らく40~50ぐらいだと思います。ほとんど春、夏、秋は10だとか、そこらです。ですから、ここに新規参入ができないとなると、スイッチング率は上がりにくいということになります。

ですので、そういう点からすると、この託送の査定についても、一度やってしまったので、急に明日からひっくり返すわけにはいかないのでしょうかけれども、しかし、物事というのはやってみて、先ほど室長の方から1年やってみましたと。まだまだですと。正にまだまだだと思っておりますが、まだまだであるならば、まだまだである部分を一つ一つひもといっていくことが、次の前進の材料かと思えます。

以上です。

○原座長 順次、経産省からお話をいただきたいのですが、先ほどの一括受ガスから先にお話をいただければと思いますけれども、実際にやっている事例は認識されているのでしょうか。

○経済産業省（柴山ガス市場整備室長） ある種、一括受ガスになってしまっている事例があるかどうかというものにつきましては、自由化の少し前、自由化直前ですけれども、旧一般ガス事業者に対して、事案の洗出しを行いまして、また、是正を要請しているところ

ろでございます。

そういう意味で、事案はございます。どういうケースでそうなってしまっているかというのも、必ずしも全てのケースについて御説明することはあれですけれども、例えば、もともと百貨店が自分でレストランをやっていた。そこがテナントが変わって、別の会計主体になった。本来であれば、そこに新しくメーターを付ける必要があるわけですが、そこが必ずしもガス事業者がうまく認識できなかったとか、そういった商業施設、業務用ということかもしれませんけれども、そういったケースで、それなりの件数がございます。

それにつきましては、我々としたしましては、一括受ガスというのは御説明した観点から望ましいものではない、現在では許容しないものと整理しておりますので、ガス事業者にはその是正を求めているところでございます。

○八代委員 それがなぜいけないのですか。それは事業者同士の調整でやればいいだけのことであって、正に一括受ガスすることによって、全体のコストが下がるのであれば、それは個々の事業者がいいと言えればいいわけであって、なぜそこまで経産省が干渉しなければいけないのか。

例えばマンションも、社宅あるいは全部賃貸マンションで、オーナーが1人であるときは、オーナーができるだけ安い選択をする。それは個々のユーザーと調整すればいいわけであって、個々のユーザーの権利ということまで干渉する必要があるか。それは、契約者をどう考えるかということではできないのでしょうか。

○経済産業省（柴山ガス市場整備室長） 一括受ガスにつきましては、コストの関係で申し上げますと、先ほど安全室長の方から御説明したとおり、内管の保安までは一般ガス導管事業者が担うべきだと思っております。そこを、他の事業者が担うのは適切ではないというところが、まず前提としてございます。

そうしますと、仮に一括受ガスにしても、ガス栓までの内管の保安とか、緊急保安というのは引き続き一般ガスネットワーク事業者が担うことになりますので、そこにかかるコストは減らないことになります。

○八代委員 だけれども今の御説明だと、もともと百貨店が一括で買っていたときは、その問題はなかったわけですね。だから、百貨店の中の飲食店も、全部百貨店のものだったときは、結果的に契約は一つだったわけですね。だから、なぜ契約者が中で変わったら、導管の問題が出てくるのかということがよく分からないのです。

先ほど、なぜそのような違法な一括受ガスが起こっているかということ、もともと百貨店がレストランも持っていたからそうだったということで、そのときは導管の問題はなかったわけですね。

○経済産業省（柴山ガス市場整備室長） ちょっとすみません。

○原座長 石川代表、その間に追加的にコメントがあればお願いします。

○石川代表 私が出した資料にいろいろ書いていますが、先ほど監視委員会の方で、タンクの方については、そのような前向きな検討が進められているということで、是非ここは

進めていただきたいなというのがあります。

せっかく事前から事後へという流れもあろうかと思imasuので、どこかの段階で結構なのですが、監視委員会として、私が3ページに書きましたように、調停、あつせんと、要は公正取引委員会のような事後的な監視についての運用も積極的にするという姿勢を示すだけで、全然緊張感が変わると思imasuので、是非そういった意思の表明もしていただくのがいいのではないかと思imasu。

それから、託送料金のところについてなのですが、これは神学論争みたいなもので、どちらがいいか悪いかというのは分かりませんが、先ほどの経済産業省の資料で、東ガス、大ガス、東邦と並んでいて、春、夏、秋のところの需要に対する新規参入、このところを、確かに監視委員会では大口の方が逆に上がってしまうよという、それはバランスだと思うのですけれども、しかし大口のところについては、現在でも大口供給はかなり95年改正、施行が96年ですが、そこからだいぶ来ているということでもあります。

私から言わせると、ある種、大口は頭打ちかなと。そうすると、今度は小口でしょうとなった場合においては、小口について多少の目配せの査定方針を示すことが大事なのではないか。

私は決してスイッチング率にこだわるわけではありませんが、自由化の進捗を一般の知らない人が見たときに、最初に目につくのはスイッチング率だと思うのです。なので、先ほどのガスの方では、一括受ガスをやってしまうと選択肢がなくなると言うのですけれども、それは電気も同じでありまして、セットメニューを、実はうちがそうなのですけれども、生協と携帯電話と一緒になのです。あと東急ケーブルテレビジョン。これはこの後、もう変えないです。だから、そのスイッチングは行われるのですけれども、そこから後はややこしくてしょうがない。

でも、今の電気のスイッチングは、一括受電にしましたというのはスイッチングにカウントされているわけです。ということは、これは自由化のメリットとしてカウントされているということですので、一括受ガスもいろいろもめるとは思imasuけれども、これを認めてこちらになったからといって、自由化の趣旨に反するという事ではないと思imasu。

その他の点については、細かい話が多いので、ここでは省略をいたしますけれども、いずれにしても、私は自由化の法のメリットが一番実現するのが託送料金の査定のところと一括受ガスのルールの見直し、ルールの追加ということが一番自由化率が高まる方策だと思imasu。

○経済産業省（恒藤ネットワーク事業監視課長） 先に託送のところからよろしいでしょうか。

今、最後から2ページ目の65ページの表について、石川代表からコメントがございました。先ほど、上の数字について、東京ガスが気前よく15%という御発言もいただきましたけれども、必ずしも東京ガスは赤字覚悟で15%にしているということではなくて、トータルの費用を、左の方の人に負担をしていただくのか、あるいは需要量の大きい右の

方の方に負担をしていただくのかということの問題でありまして、右の方を見ていただくと、東京ガスの上の表では50%となっておりますけれども、これは大阪ガスの37、東邦ガスの41と比べて高い数字になっているということでございまして、要するに、大口の方に御負担をいただくのか、あるいは少量の方に御負担をいただくのかということの違いでございまして。

これについては、ある程度はコスト構造に基づいて御負担をいただくというのが公平性及び競争促進の両面でもいいのではないかとということで、もちろん、ある程度、小口の方の負担を大口でカバーするというのはあったとしても、余り行き過ぎた負担の中での内部補助ということは、むしろ大口のところでの競争という観点でも、阻害の効果もあると考えられますので、極端なことはさすがにやめた方がいいのではないかと私どもとしては考えてございます。

○石川代表　そうですね。別に東京ガスも上場企業で株主に対しての説明があるので、そんな奇様なことをするわけではないのであって、どこかで得をするようにできているのであって、そこは正におっしゃるようにバランスなのです。

先ほど神学論争と言ったのはそこなのです。どちらをとるかなのです。公平性は大事だと思いますが、自由化というのは公平ではないです。公平な自由化などはないです。でも、国民の声で自由化法が成立したのであれば、そちらの方にちょっとぐらい目配せして、託送料金を少し軽減したという形が、新規参入とか他社の他社エリアへの参入といったものに対するメッセージではないかと思えます。

電力システム改革を見ているともものすごい前に進んでいるのです。ちょっと行き過ぎだと思ふぐらい進んでいるのですが、ガスについては、確かにいろいろな陳情とかが多いと思えますけれども、それにしても随分ストップがかかっているな感がありますので、こういった議論を契機としまして、次の見直しのときに是非参考ないしは参酌していただきたいと思えます。

○経済産業省（柴山ガス市場整備室長）　必ずしも今現在、完全に整理できていない面はございますけれども、デパートの場合については、そこは整理して、後日何らか回答いたしたいと思えます。

ただ、需要家の選択肢という面は、電力の場合ですと完全自由化前だったと。これはこのワーキング・グループでも、松村先生もそういった御趣旨のことをおっしゃっていたと思えますけれども、自由化前だと、もともと選択できなかった中に、高圧がもともと自由化されていたわけで、そこで新しい選択肢ということがある種、認められたわけですが、ガスの場合は、もう全面自由化されておりますので、そこで一種の困込みみたいなものになりますので、もちろんマンションの決議を経れば、変えることはできるとはいえ、個々人が自分の持っている携帯電話等のサービスとか、いろいろなものの中で、いろいろなサービスを選ぶことについては、一定の阻害になってしまう面はあると思っております。

したがって、このタイミングで、そういう意味でバランス論だと思っておりますけれども

も、消費者の選択を一時的に阻害してしまう面はあると思っております、それが他の要素、先ほどの保安のコストの話とか、託送料金の公平性の観点とか、そういったものとのバランスでは、全面自由化された今においてはやる意義は認めにくいのかなと思っております。

サービスもどんどんバージョンアップされていくと申しますか、今の時点では例えば新規参入者だったとしても、一度それを囲い込むと、更なる新規参入者にとっては、それがある種の障壁にもなってしまいますので、そういったダイナミズムを考えれば、完全自由化された今となつては、認める意義というのは、一層低下しているのではないかと思います。

百貨店の件は整理して、またお示ししたいと思えます。

○石川代表 そうだと思うのですが、セット販売を否定してしまうと、セット販売メニューをやっていますという電力の方のエネ庁の小売自由化の成果を否定することになると思えますので、この話は、理屈ではない世界がありますので、私は、これは一緒になって前に進めていくしかないと思えます。

○原座長 先ほどおっしゃった点で言うと、一括受電については別に全面自由化しても、やめていないのですね。

○経済産業省（柴山ガス市場整備室長）そこはやめておりません。

それにつきましては、48ページになろうかと思えますけれども、ガスの方で申し上げた幾つかの託送料金の公平性の観点とか、あるいは保安の水準とコストの話と、それからスイッチングの制約と3点あると思っております、電気の場合は、保安の責任区分がガスとは違うものですから、託送料金が下がる必然性があるというか、一般送配電事業者がみるコストが高圧以上の設備だけでよくなる。オレンジのところだけでよくなるということに対して、ガスの方は、内管は一般ガス導管事業者がやるべきであると思えますので、そこが下がらないという違いがございますので、それと消費者の選択に対して一定の制約になるというそれぞれのバランスを見たときに、電力の方では、現在でも許容し得ると判断をしているものと思っております。

○原座長 それは保安についてのルール設定の仕方によって認められる可能性があるのではないかというのが先ほどの議論だったと思えます。この論点ばかりできないので、時間もだいぶ迫ってきているものですから、やるべきでないという理由をもう一回やらせてください。

あともう一つ、熱量調整に関して、中長期的な課題ということでしたが、これはいつまでに結論が出るのでしょうか。

○経済産業省（柴山ガス市場整備室長）この瞬間、いつまでというものは、現時点ではまだ分からないというのが正直なところでして、多分、先ほど申し上げた、実際に熱量バンド制にするのと現行の標準熱量制を維持する、あるいは標準熱量制の引下げという案もあるかと思えます。それぞれのメリット、デメリットを検証するには、相当な時間がかか

るとは思います。

まだ現在、この瞬間は、その検証に着手している状況ではございませんけれども、それぞれがどれぐらいかかるかというのを今の時点で精査している状況ではないということでございまして、例えば、1年とか2年とか3年と今、申し上げることはできないという状況でございます。

○原座長 石川代表、スケジュールについてはどうでしょうか。

○石川代表 これは今、室長がおっしゃったように、一気に全部どかっと変えると何万世帯、何百万世帯になってしまうので、ただ、これは尾を引く問題だと思っておりますので、確かに今はそういう審議会とか研究会はされていないとは思いますが、システム改革が始まってまだまだ課題があるということは分かっています、電力もそうです。電力の方は課題があって、たくさん研究会をやっているのです。ガスの方は、こう言うは何だけれども、余りやっていないということからすると、課題は常にあるので、そういったものを早急に開設していただいて、審議を開始するということを求めたいと思います。

○原座長 この件は、議事録を御覧になっているかもしれませんが、この前のヒアリングでもお話を伺っていて、各国で既に導入されている、またバンド制に切り替えた事例もあるということですので、そんなに何年も検討しなければ進まないという課題ではないのではないかと考えております。

○石川代表 その点で言うと、実は熱量変更というのを昔やっています、これは30年ぐらいかかってやっています。昔の石炭のガスから天然ガスに変えるということで、これは熱変と呼びますが、これをずっとやってきました。これは全体の時間はかかったのですが、意思決定は割と当時早かったようでございまして、計画的にやってきました。ですから、今回のバンド制への移行についても、経済産業省の資料を見る限りでは、前向きなトーンが見られますので、とにかく検討の開始日を早く決めた方がいい。全部終わるのは時間がかかると思います。だけれども、どこから始めるとか、そういった計画を立てるのは、これは決して早過ぎることはないと思います。

○経済産業省（柴山ガス市場整備室長） 1点だけよろしいですか。

○原座長 八代先生がいるときに、もう一回、設定しますので、そこはもう結構です。また次回、お願いします。

○飯田委員 今回、熱量変更と一括、そしてもう一つは託送料金の話だったかと思うのですが、その中で、一括について一つ電力で導入されている。抱合せの話を別にしますと、事実上、商品に差はないわけですので、個別の需要家の選択肢を狭めるという結果には必ずしもならない、つまりは安ければそれがうれしいという商品の特性があるというのがもう一つです。

そしてもう一つ、保安の関係上、コストが下がらないのであれば、一括を認めても、どこも一括に移行しないこととなりますので、余り気にする問題ではない。つまりは、実際に一括のガス供給を認めたことによって、新たな一括契約へ向かうといったマンションが

あるということは、それはコスト上の有意あるいは有意差があったからそちらに行くことになったわけですし、もしそれがなければ、どこも移行しないので、規制緩和したけれども誰もスイッチしなかったという結果になるかもしれませんが、どちらにせよ、改善する余地、またスイッチが起きる余地があるものを、最初から入り口で閉じてしまうのはいかなものかと。ですから、一括については、何らかの形で前向きな議論をできたらいいのではないかと思います。

○原座長 それでは、時間でございますので、引き続き、議論させていただきたいと思えます。

今日はこれで終わらせていただきたいと思います。大変ありがとうございました。

○西川参事官 次回の投資等ワーキング・グループにつきましては、また別途、御案内をさせていただきます。

○原座長 ありがとうございました。